

2-2

ご本人とご家族を支援する各種サービス

予防・交流 ～人とつながり、いきいきと暮らすために～

地域の通いの場 **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

誰もが気軽に参加できる集いの場所です。集会所などの身近な場所に集い、体操や軽スポーツ、工作などの活動や、茶話会などを定期的に行っています。

詳しくは、「地域の通いの場一覧」（高齢者支援課で配布）をご覧ください。

なじみの場所で、みんなでいっしょに介護予防！
脳トレで認知症予防にもなります。



認知症カフェ

●なないろカフェ **問い合わせ先** 地域包括支援センター ☎53-5789

認知症の人やその家族、認知症のことが気になっている人や医療と介護の専門職が集って、認知症のことを話し合える寄り合いの場です。

【開催日時】 おおむね2か月に1回 第3土曜日
10:00～11:30

【場所】 寄り合い処みそぎ

【費用】 お茶代など数百円程度必要な場合があります



ここでいろいろな人と話をしたり活動することがとても楽しみです。

●その他のカフェ **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

認知症医療疾患センター、介護事業所、地域のボランティアグループなどが開催するカフェが市内各所にあります。認知症予防も含め地域の人誰でも参加することができ、専門職に相談することもできます。

【開催日時・場所】 七尾市のホームページで確認できます。

【費用】 お茶代など数百円程度

介護支援ボランティア **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

市内の介護施設や通いの場などで、行事の補助や利用者の話し相手、お茶出し等のボランティア活動をすると、活動時間に応じてポイントが付与され、年間最大 5,000 円に換金できる制度です。ボランティア活動を通じて、健康増進や認知症予防につながります。

【対象】 要支援、要介護認定を受けていない 65 歳以上の人

介護予防・生活支援サービス事業 **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463 地域包括支援センター ☎53-5789

自立した生活を送れるように、訪問介護による生活支援や、通所による交流や運動を行います。

詳しくは、「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

【対象】 事業対象者（基本チェックリストに該当した人）、要支援 1 又は 2 の人



生活支援・見守り ～困ったことをサポートします～

シルバー人材センター **問い合わせ先** 七尾市シルバー人材センター ☎52-4680

生活

買い物、家の掃除、洗濯、雪かき、草むしり、軽易な大工仕事など相談に応じて対応します。
【費用】 作業内容により異なります。

食事の支援をするサービス

生活 見守り

●**七尾市配食サービス** **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

調理が困難な人に、栄養を配慮した食事を届けるとともに、安否確認をします。

【対象】 65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者世帯で、身体上、精神上的の障害により調理が困難な人

【費用】 事業者により異なります。

●**民間のサービス** **問い合わせ先** 地域包括支援センター ☎53-5789

宅配弁当や食材の配達などを行う事業者の紹介をしています。

消費生活センター **問い合わせ先** 総務課人権・男女共同参画室 ☎53-1112

生活

消費者と事業者との間に起きたトラブルに関する相談についての助言や、弁護士や司法書士の無料相談などの紹介を行います。

運転に不安を感じたら

生活

車や自動二輪車の運転をしている方で、交通事故など運転に心配がある場合は、不安なく暮らせるために、早めにご家族で相談しましょう。

●**運転免許の自主返納** **問い合わせ先** 七尾警察署 ☎53-0110

加齢や病気、または運転の必要がないなどの理由で、有効な免許証を自ら返納したい方は自主返納の手続きができます。

●**本人や家族からの運転に関する相談** **電話** 安全運転相談ダイヤル ☎ #8080

認知症などの病気のため安全な運転に支障のある方や、その家族から、具体的な症状を確認してアドバイスを行うとともに、必要に応じて病院紹介や、臨時適正検査の実施などを行います。

●**高齢者運転免許証自主返納支援補助金** **問い合わせ先** 総務課 ☎53-1111

高齢者の交通事故防止を図ることを目的とし、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりをすすめるための助成制度です。

【対象】 市内に住所がある満70歳以上の方で、全ての運転免許証を自主返納した方

【補助】 12,000円（1人につき1回限り）

福祉サービス利用支援事業 **問い合わせ先** 社会福祉協議会 ☎52-2099

生活

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力に不安がある人に対して、福祉サービス利用に係る手続きや利用料の支払い、日常的なお金の管理や通帳・年金証書など大事な書類の管理の支援をします。

成年後見制度 **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463
社会福祉協議会 ☎52-2099

生活

成年後見制度の説明やサービス利用の相談に応じます。
手続きなど具体的なことについては、下記へお問い合わせください。

●法定後見制度 **問い合わせ先** 金沢家庭裁判所七尾支部 ☎52-4622

認知症などで、理解力や判断力が不十分な人に代わって財産管理、サービス利用などにかかる適正な契約を行ってくれる人（成年後見人など）を決める制度です。本人や家族が家庭裁判所に審判の申し立てをします。

●任意後見制度 **問い合わせ先** 七尾公証役場 ☎52-6508

将来、判断力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）と、自分の生活や財産管理に関する契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

精神保健福祉手帳 **問い合わせ先** 福祉課 ☎53-8464

生活

認知症を含む精神疾患のため、長期にわたり日常生活または社会生活の制約がある方の障害の程度により 1～3 級に区分され、等級に応じて各種サービスを利用できる場合があります。

【対象】 認知症などの確定診断を受けてから 6 ヶ月以上経過している方

緊急通報装置の設置 **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

見守り

自宅に緊急通報装置を設置し、急病や災害時などの緊急時にボタンを押すだけでコールセンターにつながり、利用者が指定した連絡先へ通報します。

【対象】 65歳以上のひとり暮らしで、日常生活上、常時注意が必要な人

【費用】 毎月 500 円程度

徘徊高齢者家族支援サービス **問い合わせ先** 高齢者支援課 ☎53-8463

見守り

行方不明になる心配のある在宅の認知症高齢者の安全を確保することができる位置情報提供サービス（GPS）へ加入する費用の一部を助成します。

【対象】 要介護等認定者で65歳以上の徘徊行動のある人を在宅で介護している家族

【助成金額】 10,000 円上限（初回加入時）



認知症高齢者など行方不明になる可能性のある人の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておき、行方不明の際に地域の協力機関の協力を得て早期発見に役立てる仕組みです。

●見守りシール

事前登録者に、衣類や持ち物に貼り付けるQRコード付きシールを配布します。行方不明時に、発見者がQRコードを読み取ると家族へ発見メールが届き、発見者と家族が連絡を取ることができます（メールアドレスや個人情報の開示されません）

【対象】 在宅で生活している、おおむね65歳以上で行方不明になる心配のある人

【費用】 無料



↑見守りシール

自立支援医療（精神通院）

問い合わせ先

福祉課

☎53-8464

医療費

認知症を含む精神疾患について、通院による継続的な治療が必要な方の医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担1割で、世帯の所得などに応じて月あたりの自己負担に上限額が設けられます。

【対象】 精神疾患により継続的な通院による精神療法や薬物治療を受けている方

介護保険サービス ～プロのサービスも活用しましょう～

要支援・要介護認定を受けた方が利用できます。

ホームヘルパーが自宅を訪問して行う身体介護や生活援助、施設へ通って介護や機能訓練を行う通所サービス、短期間施設に宿泊して介護を受けるショートステイなど、様々なサービスがあります。

詳しくは、「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

～ご家族が心身ともに健康に過ごすために～



ご家族の関りで、ご本人が安心して過ごせることはうれしいことです。

しかし、様々な生活行為などに日々気を配ることは、ストレスの積み重ねでもあります。ご本人の気持ちや願いを大切にしようと思いがけていても、そうはいかないこともあるのではないのでしょうか。

ご家族は介護のプロではありません。

関わりや介護がうまくいかなくても自分を責めず、手助けしてくれる人や介護保険などのサービスを活用して、ご自身のこころとからだを労わり、「自分らしく」過ごせることを大切にしてください。



自分の人生も大切に

これまでの暮らし方、仕事、趣味などをできるかぎり続けましょう。



介護を休む時間をつくる

デイサービスやショートステイを利用するなど介護から解放される時間をつくりましょう。

介護者同士のつながりを持つ

認知症カフェや家族の会などで、経験者ならではの思いを共有したり、アドバイスを受けたりしましょう。

ひとりで抱え込まない

相談窓口や、身近な話せる人に相談しましょう。話をすることで、気持ちや情報の整理ができます。



住まい ～安心して生活するために～

<介護保険外>

● 有料老人ホーム

問合せ先 各施設

食事等の生活支援サービスが付いた高齢者向けの居住施設で、介護サービスを受けられる特定施設入居者生活介護が設置されている場合もあります。

名称	所在地	電話番号
グランド・ケア・クラシック能登	七尾市能登島半浦町参2番地1	85-2111

● サービス付き高齢者向け住宅

問合せ先 各施設

安否確認・生活相談サービスが提供される高齢者向けの住宅です。介護サービスが必要な方は、別にサービス事業所と契約が必要です。

名称	所在地	電話番号
ローレルハイツ恵寿	七尾市富岡町95番地	52-6014
あっとほーむレガール	七尾市矢田町壱号261番地	53-0071
ぶくぶくななお	七尾市石崎町3丁目33番地1	62-0293

● ケアハウス

問合せ先 各施設

家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な方が入所し、食事等の生活支援サービスを受ける施設です。介護サービスを受けられる特定施設入居者生活介護が設置されている場合もあります。

※本人の収入により利用者負担金額が異なります。

名称	所在地	電話番号
アンジェリィなぎの浦	七尾市津向町ト部107番地4	52-0223
ビハラの里	七尾市能登島半浦町6部11番地1	85-2557
ローレルハイツ恵寿	七尾市富岡町95番地	52-6014

● 生活支援ハウス

問合せ先 高齢者支援課 ☎53-8463

60歳以上のひとり暮らし、または老夫婦の方で、高齢等のため独立して生活するには不安のある方で、家族による援助を受けることが困難な方の入所施設です。

※本人の収入により居住負担や、光熱費、食費等の負担があります。

名称	所在地	電話番号
七尾市生活支援ハウス白南風	七尾市中島町鹿島台は部14番地4	66-2822

<介護保険> 詳しくは、「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院があります。

施設によって、対象者や利用料が異なります。